

# 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会 報告書（案）

(パブリックコメント)

令和 6 年 2 月 20 日  
阿智村宿泊税に関する調査検討委員会

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 阿智村観光の現状と課題
- 3 阿智村観光の方向性及び取り組む必要のある観光振興施策
- 4 宿泊税以外の適切な手法の検討
- 5 宿泊税の課税要件
- 6 入湯税
- 7 宿泊事業者の事務負担軽減
- 8 おわりに

## 1 はじめに

阿智村の人口は 2010 年ころ約 7,000 人であったが、以降は減少傾向にあり、現在（2024 年）は約 6,000 人まで減少したため、人口減少により地域経済の縮小が懸念されるところである。

阿智村の住民だけの経済活動では限界があるなか、持続可能な村づくりの実現のためには、村外から来てくれた人たちが払ったお金という意味での外貨獲得策である観光振興が不可欠である。なかでも南信州地域で最大の温泉地「昼神温泉」は重要な役割を果たすことが期待される。

今後、阿智村の観光振興に向けて、昼神温泉のまちづくりをはじめ財源が必要となるが、人口減少により予算の規模は縮小が見込まれ、税収等の伸びも期待できず、観光振興財源の確保には限界がある。現在の歳入状況から観光振興予算をこれ以上拡大することは困難である。

新たな財源確保を検討する必要があるなか、観光振興においては、「観光振興に関する受入環境整備は来街者に一定の負担をお願いする」という受益者負担の観点から、法定外目的税である「宿泊税」が一部の先進地で導入され、近年全国各地で導入の検討が進んでいる。

長野県も長野県観光審議会に設置した観光振興財源検討部会において、新たな観光振興財源の検討をしているため、阿智村で財源確保をしない場合、長野県により行われると予想されるが、阿智村でどの程度財源確保できるかは制度設計次第であるといえる。

このような状況のなか、本調査検討委員会では観光振興財源としての「宿泊税」について導入の必要性・目的・手段について検討した。

なお、検討するにあたり、総務省の通知で定められている「法定外税の検討に際しての留意事項」を踏まえ論点を整理し検討することとした。

## 2 阿智村観光の現状と課題

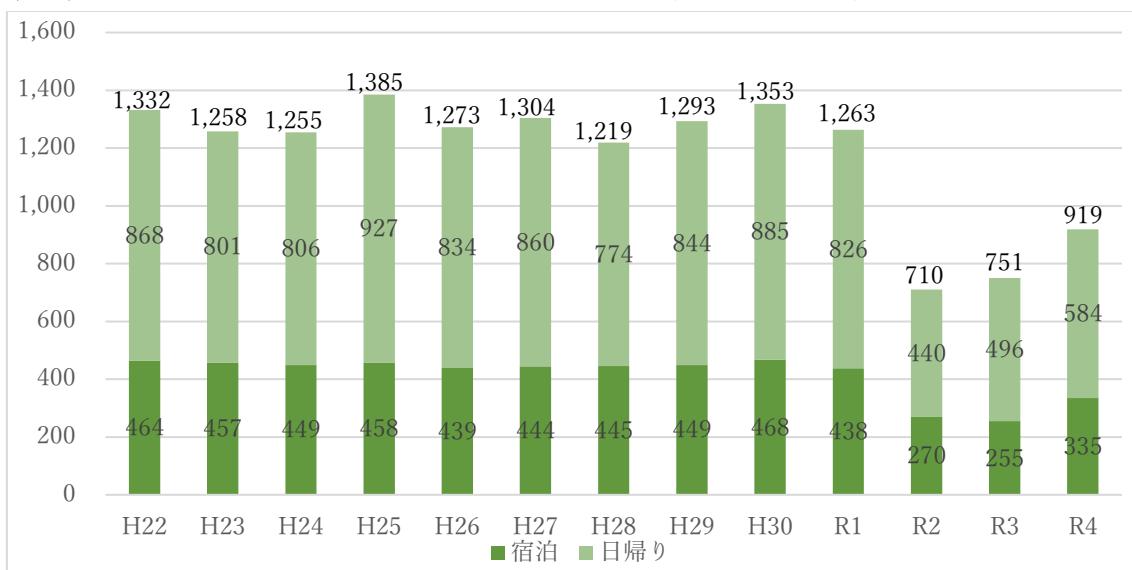
### (1) 阿智村観光の現状

#### ア 観光客の推移

阿智村の観光地利用者延数は130万人前後で推移していたが、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した。その後、令和4年は回復傾向となっている。

(千人)

表1 阿智村の観光客の推移（宿泊・日帰り）



【出所】長野県観光部山岳高原課 観光地利用者統計調査結果

#### イ 外国人観光客の推移

阿智村の外国人観光客の推移は、令和元年までは増加傾向であったが、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生により大きく減少した。

(人)

表2 阿智村の観光客の推移（外国人）

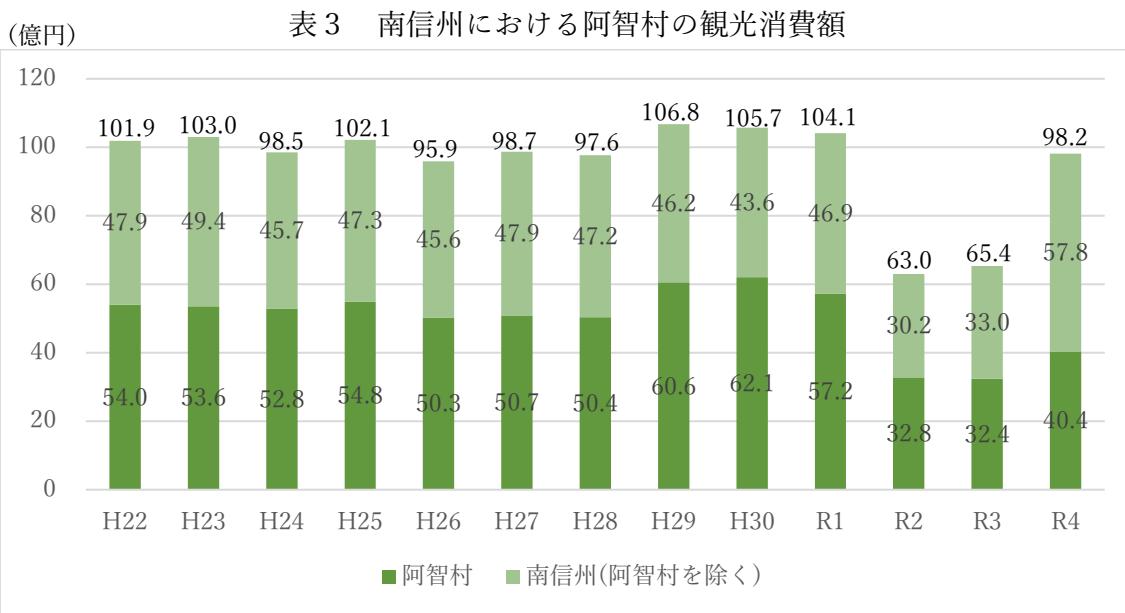


【出所】長野県観光部山岳高原課 外国人延宿泊者数調査

## ウ 観光消費額の推移及び南信州における位置づけ

阿智村の観光消費額は約 50 億円で推移していたが、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の発生により大きく減少した。令和 4 年は回復傾向にある。

南信州全体の観光消費額のうち、阿智村は約 50% を占めており、経済の牽引役を果たす重要な位置づけであるといえる。



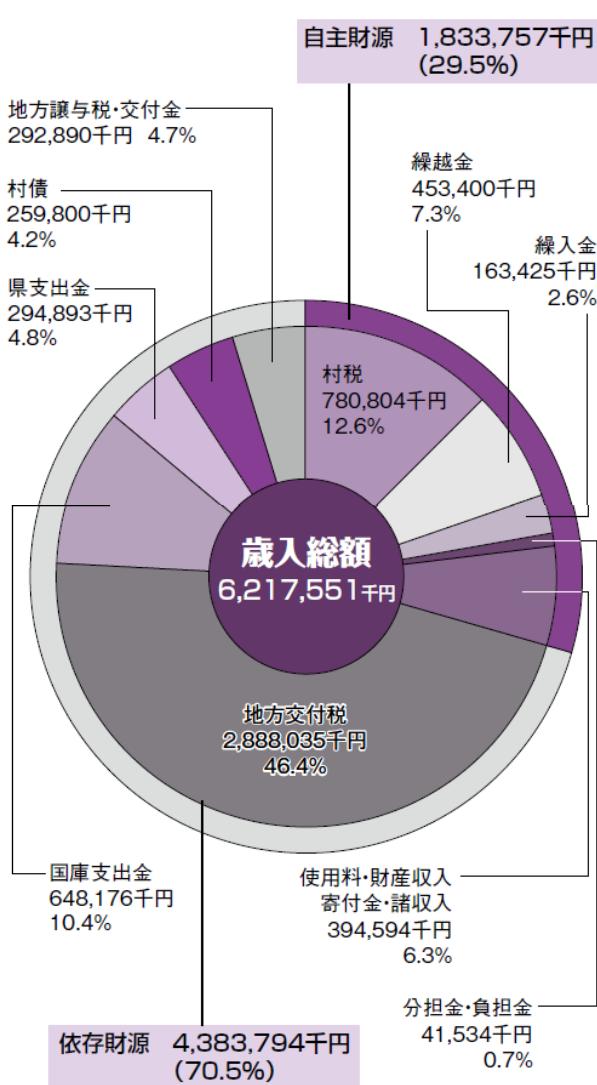
【出所】長野県観光部山岳高原課 観光地利用者統計調査結果

## エ 阿智村の財政状況

阿智村の歳入のうち約 7 割は依存財源となっており地方交付税によるところが大きい。そのため、歳入を増加させるためには基準財政需要額の算定に用いられる国調人口等を増加させる必要がある。

しかし、阿智村の人口は 2024 年 1 月現在 5,989 人であるが、国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」 令和 5 (2023) 年推計によると、2050 年に 3,580 人とされ大きく減少することが予想されており、それに伴い歳入額も減少することが考えられる。

表4 令和4年度決算の概要（歳入）



## 令和4年度 決算の概要

### 一般会計決算 歳入

(単位:千円)			
項目		4年度歳入額	前年比
自主財源の内訳	村 稅	780,804	105,132
	村民税	291,793	26,882
	固定資産税	385,154	65,488
	軽自動車税	31,262	2,011
	たばこ税	36,173	2,375
	入湯税	36,422	8,376
縫越金	453,400	85,961	
縫入金	163,425	64,727	
分担金・負担金	41,534	10,356	
使用料 財産収入 寄付金 諸収入	394,594	54,573	
計	1,833,757	320,749	

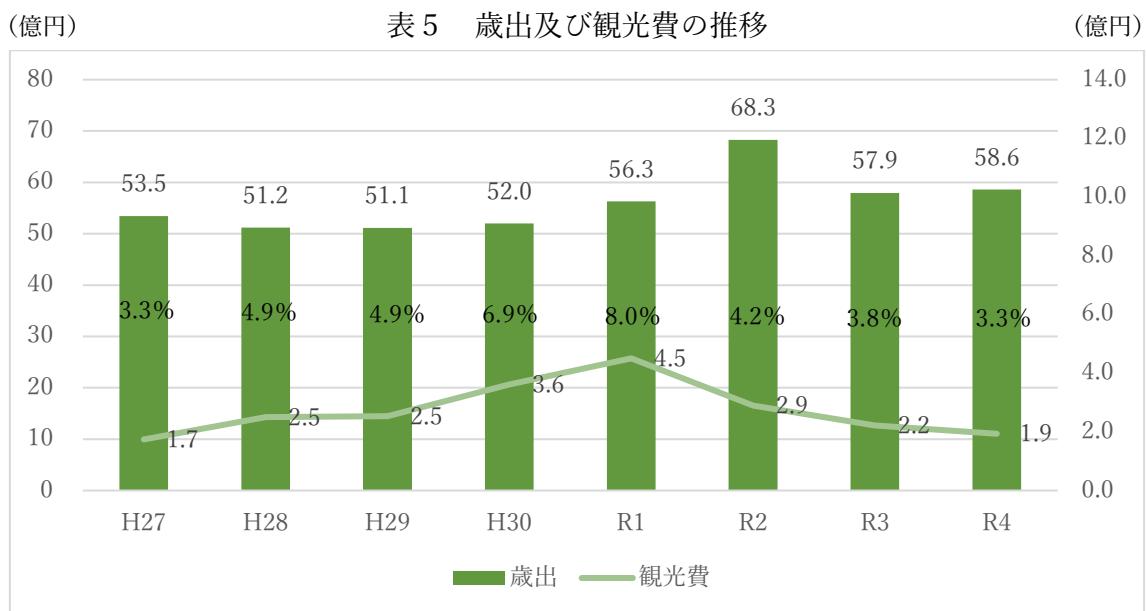
項目		4年度歳入額	前年比
依存財源の内訳	地方交付税	2,888,035	△ 41,406
	国庫支出金	648,176	△ 114,781
	県支出金	294,893	△ 1,513
	村債	259,800	△ 136,300
	地方譲与税交付金	292,890	△ 54,699
	計	4,383,794	△ 348,699
合計	6,217,551	△ 27,950	

**自主財源**…村が自主的に収入できるお金のことをいい、村税や使用料、財産収入などが該当します。

**依存財源**…国や県の決定により交付される収入のこととで、補助金や地方交付税、村債などが該当します。

【出所】広報あち（令和5年10月号）

一方、約 60 億円の歳出のうち、観光費は約 2 億円で推移している。人口減少による歳入額の減少や少子高齢化による社会保障負担の増大など観光費以外の歳出の増加が見込まれる状況を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくためには、新たな観光振興財源が必要となる。



【出所】長野県観光部山岳高原課 観光地利用者統計調査結果

#### <委員からの主な意見>

- ・100人が100人賛成とはならないかもしれないかも知れないが、村の将来を考えたときに観光で生きる村であるため、一定の財源を確保する必要がある。

#### オ 阿智村の就業者

2020年の国勢調査によると、阿智村の人口は6,068人であり、58.5%が第三次産業に従事している。そのうち、宿泊業・飲食サービス業の就業者は11.5%で、医療・福祉13.8%に次ぐ2位である。観光は関連する分野が多岐にわたることから、「裾野の広い産業」と言われており、他の産業に影響を与えるため、一定数の住民が観光に関わっていると考えられる。

#### <委員からの主な意見>

- ・宿泊業・飲食サービス業へは、多くの住民が関わっている。
- ・観光振興は農業をはじめ阿智村経済に波及することが大きいと言える。

### 3 阿智村観光の方向性及び取り組む必要のある観光振興施策

#### (1) 阿智村第6次総合計画（後期基本計画）による施策

阿智村では、阿智村第6次総合計画（後期基本計画）において、観光を基軸とした産業振興を目指し、取組を推進している。

表6 阿智村第6次総合計画（後期基本計画）



[商工観光課 観光係・商工係]

##### 施策目標 5年後の阿智村を見据えて

リニア中央新幹線の開業、三遠南信自動車道の全線開通による新しい高速交通時代を見据え、昼神温泉を中心とした観光業の振興により、交流人口の拡大を図るとともに、観光業と住民・各産業を有機的に連携させることで産業を振興し、雇用の創出による人口増、若者定住を図り持続可能な村づくりをめざします。

【出所】阿智村第6次総合計画（後期計画）

#### (2) 観光振興財源の使途

施策目標実現のため、取り組む必要のある観光施策について、宿泊者や宿泊事業者へのアンケートを参考に以下の3つの考え方で整理した。

表7 観光振興財源の使途

① 地域や住民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	
施策例	住民も憩える場所づくりや防災施設等まちの基盤整備 駐車場の整備など交通混雑の緩和 誘客プロモーション 地域DMOの経営 宿泊助成の拡充 イベント等の充実 観光人材の確保・育成
② 来街者の受入環境の整備	
施策例	村内外への来街者の回遊性向上のための取組み リニア中央新幹線利用者などの利便性の向上・二次交通対策

	宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援 昼神温泉中心部の再整備 温泉の保護
③ 観光資源の磨き上げ	「日本一の星空」「日本一の花桃」など観光資源のさらなる磨き上げ 新たな観光コンテンツの開発 美しい景観や道路など観光地の維持・整備

#### <委員からの主な意見>

- ・アンケート結果から、マーケットが望んでいることと宿泊施設がやろうとしていることにギャップがあるということが分かったため、適切に財源を充てるように。
- ・日本一の星空や花桃などのコンテンツで日本の中で選ばれる昼神温泉というのが目指してきたところなので、そこへ財源を充てるべきだと思う。
- ・宿泊客のアンケートで多い「花桃まつり」「ナイトツアーア」は今まで以上に取り組むべき。村全体に花桃を植えて、世界中の人が「阿智村は桃源郷だ」ぐらいにしてはどうかと思う。
- ・どう使われるのか、どういう趣旨でやっているのかを、よりきめ細かく説明していくことが必要だと思う。
- ・使い道に関しては、宿泊税を徴収する場所が温泉、民泊、キャンプ場など色々なため、見える形で使われるようとする。きちんと使われたかどうかも検証や説明をし、不十分であれば見直していくのがいいと思う。
- ・「〇〇が食べたいから阿智村に来た」的なものに使ってほしい。
- ・「星空、花桃、温泉の郷 阿智村」を作っていくみたい。
- ・阿智村の観光振興と予算等については、DMO の意見が重要であろう。
- ・使途を明確にしたうえで、検証する組織が必要だ。

#### (3) 今後必要と考えられる大規模事業

昼神温泉リニア新時代戦略等推進委員会により、昼神温泉リニア新時代構想が発表されている。リニア中央新幹線の開業や、三遠南信自動車道の開通を見据えた昼神温泉のまちづくりのためには推定 30 億円の財源確保が必要である。

#### <委員からの主な意見>

- ・リニア中央新幹線開通を見据えて、ナイトショーなどさらなるコンテンツ開発をするには、今の財源では限界があるため、宿泊税を必要とする。

## 4 宿泊税以外の適切な手法の検討

宿泊税以外による財源確保の手法について比較検討を行った。

### (1) 税以外の検討

分担金、負担金、使用料、手数料とも明確な受益と負担の対応関係が必要であるが、観光振興においてはその形態が様々で関連付けが容易ではないと考えられ、また、阿智村では規模も限定的であると考えられる。寄附金は安定的な財源確保の手段としては困難と考えられる。

よって、税以外の手法による財源確保は適当でないと考えられる。

表8 税以外の検討

種類	概要	安定性 継続性	受益と 負担	規模
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。	安定的 継続的	広範	規模の確保 が可能
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。	安定的 非継続	限定的	限定的
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	安定的 非継続	限定的	限定的
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。	安定的 継続的	限定的	限定的
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。	安定的 継続的	限定的	限定的
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの	不安定	なし	規模の確保 が可能

### <委員からの主な意見>

- ・財源確保に税（法定外税）を充てることには異論はないが、宿泊事業者だけにその負担を負わせるのは如何なものか。

- ・スキー場やロープウェーなど、すべての観光施設から財源を確保するための検討もしていくべきである。

## (2) 法定外税の検討

地方自治体は地方税法に定める税目以外に、条例により税目を新設することができる。ここでは、他自治体において導入実績のある税目を参考に検討を行った。

阿智村は歳入の約5割を国から配分される地方交付税に依存しているが、法定外税は、収益が増えてても地方交付税は減らないため、新たな財源としてふさわしい。

他自治体の例は阿智村では規模が小さく、また現実的ではない税目もあることから、南信州で最大規模の宿泊施設を有する阿智村では法定外目的税である「宿泊税」が適当だと考えられる。

表9 法定外税の検討

名称	目的	課税客体	税率
歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため。	有料駐車場利用	二輪車 50 円、 自動車は乗車定員に応じ 100 円～500 円
空港連絡橋利用税 (大阪府泉佐野市)	関西国際空港アクセスのための関連道路等都市基盤整備経費の起債償還、感染症等対応病院、空港消防の維持管理等に多くの費用を要しているため。	関西国際空港連絡橋の通行	自動車 100 円/往復
宮島訪問税 (広島県廿日市市)	宮島への観光客等来訪により発生・増幅する行政需要に対応するため。	船舶による宮島町の区域への訪問	100 円/回 (年払い) 500 円/年)
乗鞍環境保全税 (岐阜県)	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用に充てるため。	乗鞍鶴ヶ池駐車場への自動車での進入	乗車定員に応じ 300～3,000 円
遊漁税 (山梨県富士河口湖町)	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用に充てるため。	遊漁行為	200 円/日

環境協力税 (沖縄県伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村) 美ら島税 (沖縄県座間味村)	環境の美化、保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充てるため。	村外からの入域 (定期船、旅客運送船、飛行機、ヘリコプター)	100 円/回
別荘等所有税 (静岡県熱海市)	リゾートマンションの建設により、生活関連施設（ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備）や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備など行政需要が増大したため。	熱海市内に家屋を所有しており、住民登録又は市県民税の申告がない方  他人に家屋を貸し付けている所有者  旅館業法の許可を受けていない寮、保養所などの所有者	別荘等の延べ床面積 1 平方メートルにつき 650 円
宿泊税 (例:金沢市)	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。	旅館 ホテル 簡易宿所 民泊	1 人 1 泊あたり 宿泊料金 2 万円未満： 200 円 2 万円以上： 500 円

### <委員からの主な意見>

- ・宿泊税ではなく観光振興税という名前で、もう少し課税対象を広げることができないか。
- ・他県の大都市と比較するのではなく、観光財源として真に阿智村で必要とする税金、村独自の方法を検討すべき。
- ・アンケート結果では宿泊税導入により「宿泊者数に影響がある」が 3 割程あるので、説明の場が必要である。
- ・入湯税の税務調査を殆どやっていないため、宿泊税導入後、宿泊事業者が過少に申告したとしても(故意に過少申告した場合も)是認されてしまうことになる。阿智村役場が丁寧な税務調査を行っていくべきであり、それが出来ないのであれば新税の導入など考えるべきではない。
- ・旅館・ホテル等宿泊事業者、飲食店、土産物店・菓子販売店、コンビニ等阿智村の観光に携わる者全部を対象とすべきであろうが、宿泊事業者以外の者は課税対象が難しい(消費税と変わなくなってしまう)。また、観光客を納税義務者とすると特定するのは難しい。

### (3) 入湯税の超過課税の検討

山口県長門市などで導入実績がある、法定目的税「入湯税」の超過課税について検討した。

多くの宿泊施設に温泉がある阿智村では有効な手段であるが、宿泊に対する課税と比較した場合、収入規模がより限定的となる。また、温泉施設の無い施設の宿泊客も一定の住民サービスを享受していることを考慮すると、受益者負担観点から観光振興財源としては宿泊税の方が適当であると考えられる。

## 5 宿泊税の課税要件

宿泊税の課税要件について宿泊税導入先行自治体の事例を参考にしながら検討を行った。

### (1) 納税義務者

宿泊税導入先行自治体においては、東京都以外では旅館業法に規定する「ホテル」「旅館」「簡易宿所」及び住宅宿泊事業法に規定するいわゆる「民泊」を課税対象としている。

宿泊客は宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、ホテル、旅館、簡易宿所、民泊の宿泊者を対象とすることが適当であると考える。

表 10 納税義務者

団体名	課税客体	課税標準	納税義務者
京都市	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）	宿泊者数	宿泊者
金沢市	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	宿泊者数	宿泊者
俱知安町	俱知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	宿泊料金	宿泊者
福岡市	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）	宿泊者数	宿泊者

北九州市	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設	宿泊者数	宿泊者
長崎市	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）	宿泊者数	宿泊者
東京都	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	宿泊者数	宿泊者
大阪府	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設	宿泊者数	宿泊者
福岡県	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設	宿泊者数	宿泊者

#### <委員からの主な意見>

- ・旅館やホテルが徴収した税金で観光振興が行われ、協力しない人たちがメリットを享受することを出してはならないという前提で、民泊などからも徴収するべきである。

#### (2) 特別徴収義務者

すべての宿泊税導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する方法をとっている。

阿智村が宿泊者から個々に徴収することは現実的ではないため、徴収方法は特別徴収とし、宿泊事業者等を特別徴収義務者とすることが適当であると考える。

表 11 特別徴収義務者

団体名	徴収方法	特別徴収義務者	申告期限
京都市	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能

金沢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</li> <li>・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>
俱知安町	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業又は住宅宿泊事業の経営者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者</li> </ul>	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業又は住宅宿泊事業の経営者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者</li> </ul>	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>
長崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</li> <li>・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者</li> <li>・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</li> </ul>	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>

		・宿泊税の徴収について便宜を有する者	
福岡県	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。	・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能

#### <委員からの主な意見>

- ・宿泊税の日々の計算事務（入湯税と同じ）は大変である。正直、余分な仕事と考える宿泊事業者も多いはずである。
- ・宿泊税相当額をもらえなかった場合、事業者が負担することになり、「税の負担に泣く」ケースが見受けられる。
- ・AIを駆使したレジスター型機器を開発し、各宿泊事業者受付付近に据え付け、宿泊者は現金・クレジット等で宿泊税を納めるなど、村が徴収する方法の検討を行ってほしい。

#### (3) 税率（税額）

宿泊税導入先行自治体においては、宿泊料金の段階ごとに一定の税率（税額）を設定する定額制と、宿泊料金に比例した税率（税額）を設定する定率制がある。

特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、簡素な制度とすることが望ましいとの考え方や、今後必要となる観光振興施策の事業規模も勘案すると、2段階の税率を採用することが適当であると考える。その税率（税額）は、基礎自治体である福岡市、金沢市と同じく、一人一泊について宿泊料金が2万円未満は200円、2万円以上は500円とすることが適当であると考える。

表 12 税率（税額）

団体名	宿泊料 7千円	1万円	1.5万円	2万円	5万円	
京都市		200円		500円	1,000円	
金沢市		200円		500円		
俱知安町	宿泊料 5千円の場合 100円	宿泊料 7千円の場合 140円	宿泊料 1万円の場合 200円	宿泊料 1.5万円の場合 300円	宿泊料 2万円の場合 400円	宿泊料 5万円の場合 1,000円
福岡市		200円			500円	
北九州市			200円			
長崎市	100円		200円		500円	
東京都	非課税	100円		200円		
大阪府	非課税	100円		200円	300円	
福岡県			200円			

### <委員からの主な意見>

- ・同じ部屋でも曜日・季節で料金が違うのが当たり前なので宿泊税は一律いくらと決めないと旅館側の負担が大きすぎる。
- ・基本的に200円~500円が全国的なスタンダードになりつつあるという前提で宿泊者も認識している人たちも増えてきている。今後の観光振興には財源がかかるため、いただける財源を逃すというのは非常にもったいないと思う。20,000円以上の宿泊料金に対して500円の設定はすべきと思う。
- ・辰巳温泉のまちづくりは大きな規模になるため、100円~200円では補うことができないと思う。少なくとも全国的なスタンダードなところくらいはやらないと追いつかないと思う。
- ・200円~300円の税負担（宿泊料金のアップ）を気にする宿泊客はそんなにいるはずがない。
- ・パーセンテージが世界のスタンダードである。スイートルームで何百万などの宿に泊まるような人に対して、それなりの対価を払える人からはいただくということが前提である。
- ・阿智村が宿泊税を導入した後、長野県が阿智村より高い金額を設定した場合にどのようにするか検討が必要である。

### (4) 免税点

宿泊税導入先行自治体においては、東京都と大阪府が免税点を設定し、一定の宿泊料金未満の場合に宿泊税が課税されないが、それ以外の導入先行自治体では設定していない。

宿泊者は宿泊料金に関わらず一定の行政サービスを受けていると考えられる。課税の公平性の観点及び、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し簡素な制度とすることが望ましいとの考え方から、免税点は設定しないことが適当であると考える。

表13 免税点

団体名	免税点
京都市	なし
金沢市	なし
倶知安町	なし
福岡市	なし
北九州市	なし
長崎市	なし
東京都	1万円
大阪府	7千円
福岡県	なし

### <委員からの主な意見>

- ・東京都と大阪府はおそらく福祉的な観点もあり免税点があるのではないかと思う。

### (5) 課税免除

宿泊税導入先行自治体においては、京都市、俱知安町、長崎市が修学旅行等の学校行事に参加する者及び引率者について課税免除を行っているが、それ以外の導入先行自治体では課税免除を行っていない。

宿泊者は宿泊内容に関わらず一定の行政サービスを受けていると考えられる。課税の公平性の観点及び、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、簡素な制度とすることが望ましいとの考え方から、課税免除は設定しないことが適当であると考える。

ただし、修学旅行生等にメリットがあるような施策を行うなど、選ばれやすい地域となるよう検討すべきである。また、住民の方からも徴収することになるが、宿泊補助等により宿泊施設に親しんでいただけるような事業を検討するべきである。

表 14 課税免除

団体名	課税免除
京都市	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者</li><li>・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所等の満3歳以上の幼児で当該施設が主催する行事に参加しているもの及び引率者</li></ul>
金沢市	なし
俱知安町	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び引率者</li><li>・俱知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生</li></ul>
福岡市	なし
北九州市	なし
長崎市	<ul style="list-style-type: none"><li>・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者</li><li>・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者</li></ul>
東京都	なし
大阪府	なし
福岡県	なし

### <委員からの主な意見>

- ・課税免除を設けたら宿泊施設が大変だと思う。
- ・宿泊補助をするなど、修学旅行生にメリットがあるような施策をすれば宿泊税があるから行かないということにはならないと思う。

- ・住民の方に宿泊補助やクーポンを作つて、昼神温泉を親しんでもらい、親せきや友達に昼神温泉に来て情報発信をしてくださいというような施策を作ればいいと思う。
- ・学生関係の修学旅行、スキービーク、合宿、ゼミ旅行は対象外にしてもよいのでは。

#### (6) 課税期間

宿泊税導入先行自治体においては、一定期間ごとに制度のあり方の検討を行うこととしている。福岡県、福岡市、北九州市では条例施行後3年その後5年ごととしているが、それ以外の導入先行自治体では条例施行後5年ごととしている。

他自治体の事例から5年ごとに見直しをすることが適当と考える。ただし、制度開始当初は宿泊者や宿泊事業者への影響を3年程度で検証し、制度を見直すことも検討するべきである。

表15 課税期間

団体名	課税期間
京都市	条例施行後5年ごと
金沢市	条例施行後5年ごと
俱知安町	条例施行後5年ごと
福岡市	条例施行後3年 その後5年ごと
北九州市	条例施行後3年 その後5年ごと
長崎市	条例施行後5年ごと
東京都	条例施行後5年ごと
大阪府	条例施行後5年ごと
福岡県	条例施行後3年 その後5年ごと

#### <委員からの主な意見>

- ・役場が宿泊税をきちんと正しく使つたのかどうか検証するという意味合いで、3年位で検証するというのがいいのではないかと思う。
- ・宿泊税ができて1年に1回予算をつけるだけでは上手く回っていかないと思う。情報交換や意見を言う場を極力多く設けていただきたいと思っている。

#### (7) 課税要件等のまとめ

本調査検討委員会の方針は、下表のようにまとめられる。

宿泊税は、阿智村に宿泊する観光客から徴収するため、本来は全額阿智村の歳入とすべきものである。ただし、長野県が導入する場合、二重課税による宿泊者及び宿泊事業者への負担を考慮し、福岡県と福岡市の事例と同様となるよう、長野県と協議する事が望ましい。

表 16 課税要件等のまとめ

<b>課税客体</b>	阿智村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
<b>課税標準</b>	上記施設への宿泊者数
<b>納稅義務者</b>	上記施設への宿泊者
<b>徴収方法</b>	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から徴収し、納入する
<b>特別徴収義務者</b>	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
<b>税率（税額）</b>	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満 200円 2万円以上 500円
<b>免税点</b>	なし
<b>課税免除</b>	なし
<b>課税期間</b>	条例施行後3年 その後5年ごと

#### <委員からの主な意見>

- ・お客様にもできるだけ影響のない宿泊税にしてほしい。
- ・宿泊事業者に負担がかからないような制度設計。
- ・県が導入したら村が導入しなくても県のために徴収していくことになるので、折角ならこの村のためになるようにすべき。
- ・県が検討している以上、村としてある程度案を示すことができないと、阿智村にとって非常にマイナスになると思う。
- ・新しいアイデアは重要だが、長野県との調整、国との協議が必要になる場合、合理的な説明が必要である。

## 6 入湯税

伊豆温泉がある阿智村では、多くの宿泊施設で入湯税が課税されている。宿泊税の導入により新たな負担が生じるため、制度について検討する必要があると考える。

阿智村では宿泊及び日帰り 150 円であるが、長野県内の他自治体では宿泊 150 円、日帰り 50 円等区分を設けているところもある。

宿泊税導入に伴う納税者の二重の負担について軽減を図るために、減額することが適当であり、また、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、宿泊及び日帰り共に同額とすることが望ましいと考える。

### <委員からの主な意見>

- ・都市部のシティーホテルと違い、多くが温泉旅館であるため既に入湯税を徴収しているが、さらに宿泊税を徴収することになる。一体化で徴収して分ける方が事務手続き上でもやりやすいのではないか。
- ・宿泊税を導入するのであれば入湯税は無くてもいいのではないか。宿泊税の額の中で入湯税分も補うような方法でできないか。
- ・ここは温泉地なので入湯税と宿泊税のバランスをしっかりと考へて話を進めていかないと温泉の存続にも関わることになると思う。
- ・温泉地だから入湯税も取るべきと思う。宿泊税と入湯税が領収書の中に二段階になるわけだが、それに対して違和感はほとんど持たないと思う。
- ・今後の取り組みが日本の大きな温泉地が導入する際の羅針盤になる。阿智村の動向は全国的に注目されてくると思う。
- ・今までどおり 150 円徴収するということではなくていいと思うが、温泉に関わる部分の財源と宿泊税というものは併用した方がいいのではないかと思う。
- ・入湯税と宿泊税を分けるのであれば、それぞれ何のために取って何のために使われているのかを旅館のスタッフにきちんと説明をしないと現場レベルは嫌な思いをする。何のためにどんなものに使われるかをしっかりと決め、検証もし、実際徴収する旅館側に説明が必要。
- ・入湯税を廃止すると二度と徴収できないと思う。
- ・宿泊して一晩に数回入って 150 円、日帰りでも 150 円徴収するのかという方もいる。この辺りも説明できるようにするべきだと思う。
- ・入湯税と宿泊税についてどういった形で徴収したら上手くいけるのかを提案していただきたい。
- ・入湯税を最低限の金額で残すことは必要である。

## 7 宿泊事業者の事務負担軽減

宿泊税導入先行自治体においては、宿泊税の申告と納入に要する事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、特別徴収義務者に対して交付金等を交付している。

宿泊税導入に伴うシステム改修や事務負担を考慮し、納入金額の 2.5%(導入から 5 年間は特例措置として +0.5%) が適正であると考える。

表 17 特別徴収交付金等

団体名	課税期間
京都市	納期内納入額の 2.5% (導入から 5 年間は特例措置として +0.5%)

	<b>【交付上限額】</b> 200万円
金沢市	納期内納入額の 2.5% (導入から 5 年間は特例措置として +0.5%) ※令和 5 年度までは上記に申告納入月 1 月につき 1,000 円を加算。 <b>【交付上限額】</b> 前期、後期それぞれ 50 万円
俱知安町	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の 2.5% ②1 か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の 2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の 1.0% (導入から 5 年間は特例措置として +0.5%)
福岡市	納期内納入額の 2.5% (導入から 5 年間は特例措置として +0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自の制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに 0.5% 加算)
北九州市	納期内納入額の 2.5% (導入から 5 年間は特例措置として +0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自の制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに 0.5% 加算)
長崎市	納期内納入額の 2.5% <b>【交付上限額】</b> 50 万円
東京都	納付された金額の 2.5% (導入から 5 年間は特例措置として +0.5%) <b>【交付上限額】</b> 100 万円
大阪府	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の 2.5% ②1 か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の 2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の 1.0% (導入から 5 年間は特例措置として +0.5%)
福岡県	納期内納入額の 2.5% (導入から 5 年間は特例措置として +0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自の制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに 0.5% 加算)

### <委員からの主な意見>

- ・宿泊施設の負担やリスクばかり多いので、可能な限り%を上げて支払ったほうが良い。
- ・試算 年間宿泊者 2,000 人×宿泊税 200 円×2.5% = 10,000 円 些少である。
- ・出しすぎると宿泊税の財源に影響し、あまり少ないと宿泊事業者にとって大変だと思うためスタンダードとしては 2.5%で最初の 5 年間は 3%とすべき。
- ・宿泊事業者の DX 化などシステム改修に限らず、オペレーション体制を効率化し生産性を上げるための補助制度を宿泊税で作り負担を軽減する。

## 8 おわりに

新たな財源を確保する場合には、負担していただく方に納得していただくことが必要である。そのためには、宿泊税がどのような事業に充当されたか納税者に説明する責任がある。

また、観光振興に対する取り組みの効果を検証することが重要である。

宿泊税の創設にあたり、税の原則である「公平・中立・簡素」の考え方のもと、納税者や特別徴収義務者など関係者への丁寧な説明と必要な協議を行うことを求める。

なお、長野県が同趣旨の税を導入する場合は二重課税による宿泊者及び宿泊事業者への負担を考慮し、課税要件等について長野県と協議する事が望ましい。

最後に、本調査検討委員会のため、アンケートやパブリックコメントにご協力いただいた宿泊者、宿泊事業者、ご意見をいただいた皆様に、厚くお礼を申し上げる。

令和 6 年 3 月

阿智村宿泊税に関する調査検討委員会

## 参考

### (1) 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

委員名	所属
いっぽ しんいち 伊壺 真一	昼神温泉旅館経営者会
おがさわら こういち 小笠原 浩一	阿智村顧問税理士
しらさわ ゆうじ 白澤 裕次	株式会社阿智昼神観光局 代表取締役
たなか ひさお 田中 尚夫	昼神温泉旅館経営者会
たむら しげる 田村 秀	長野県立大学 教授
はしましま ひろなお 濱島 弘尚	阿智村商工会 会長
ふたがわ やすあき 二川 泰明	阿智村キャンプ協会
やました まさき 山下 真輝	株式会社 JTB総合研究所 主席研究員

(2) 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会 検討経過

回数	開催日	議題
第1回	令和5年11月16日	① 検討の背景 ② 検討すべき論点 ③ 財政需要について ④ 税以外の適切な手法の検討 ⑤ 課税要件等の検討 ⑥ 入湯税について ⑦ 宿泊税の使途 ⑧ 宿泊事業者等へのアンケート調査について
第2回	令和6年1月12日	① 前回会議における質問事項 ② 宿泊事業者等へのアンケート調査結果 ③ 財政需要（宿泊税の使途）について ④ 税以外の適切な手法の検討 ⑤ 課税要件等の検討 ⑥ 入湯税について ⑦ パブリックコメントの実施について
第3回	令和6年2月20日	① 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会報告書（案）について ② パブリックコメントの実施について
第4回	令和6年3月4日	① パブリックコメントの結果 ② 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会報告書（案）について

(3) 宿泊税に関する経過

年	月	動き
令和5年度	6	議会一般質問 宿泊税について
	7	産業建設常任委員会 行政が宿泊税についての事例等を示し、検討に入ることを説明
	9	議会と行政による「宿泊税についての学習会」
	9	総務常任委員会 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会設置要綱の制定
	9	議会 検討委員のための謝金・交通費補正予算の成立
	10	委員の決定
	11	第1回阿智村宿泊税に関する調査検討委員会
	12	宿泊事業者向け宿泊税説明会
	12	宿泊事業者及び宿泊者等へのアンケート調査実施
	1	第2回阿智村宿泊税に関する調査検討委員会
	2	第3回阿智村宿泊税に関する調査検討委員会
	2	「報告書（案）」に対するパブリックコメントの実施
	3	第4回阿智村宿泊税に関する調査検討委員会
	3	報告書提出（予定）